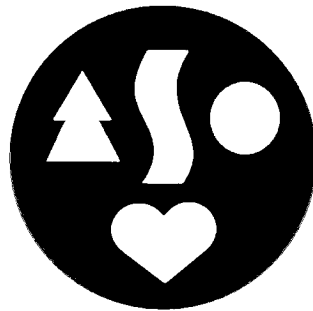


PCB廃棄物に係る 収集運搬業許可申請の手引き

(平成28年4月)



KAWASAKI CITY

川崎市環境局生活環境部
廃棄物指導課

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 本編 | 1 |
| 1 はじめに | 1 |
| 2 許可申請及び届出関係 | |
| 2-1 県内他都市の許可との関連 | 1 |
| 2-2 PCB廃棄物の収集運搬業に係る許可申請と届出の種類 | 1 |
| 2-3 許可申請等の手続きの流れ | 2 |
| 2-4 提出書類 | 4 |
| 2-5 提出方法及び注意事項 | 6 |
| 3 書類の記載方法 | |
| PCB廃棄物収集運搬事業計画書 | 8 |
| 4 チェックリスト | |
| 4-1 PCB廃棄物収集運搬事業計画書 | 11 |
| 4-2 事業計画書 | 12 |
| 資料編 | 14 |
| 1 各種様式 | |
| 2 要綱等本文 | |

1 はじめに

PCB廃棄物の収集運搬を業として行うためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（以下「許可」という。）を受ける必要があります。本手引きは、川崎市でPCB廃棄物の収集運搬業の許可を取得するための手続きをまとめたものです。なお、許可申請書の記入方法及び注意点等は、「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請の手引き」をあわせて御参照ください。

2 許可申請及び届出関係

2-1 県内他都市の許可との関連

積替え保管を伴わない収集運搬業を行う場合、神奈川県内の許可を取得することにより川崎市内でも収集運搬を行うことが可能になります。県内で川崎市内のみで収集運搬を行う場合は、神奈川県の許可ではなく、川崎市の許可でも収集運搬業を行うことができます。

なお、積替え保管施設を川崎市内に設置する場合には、必ず川崎市の許可が必要となります。

表 2-1 許可に必要な自治体

| 神奈川県内で収集運搬を行う範囲 | 積替え保管なし | 積替え保管あり |
|-----------------|-----------------|-------------------|
| 川崎市内のみ | 川崎市（神奈川県の許可でも可） | 川崎市 |
| 川崎市外でも行う | 神奈川県 | 川崎市※ ¹ |

※¹ 川崎市以外で収集運搬を行う場合には、神奈川県又は当該指定都市の許可も必要になります。

※² 神奈川県の許可申請に関するお問い合わせは、<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f671/>を御参照ください。

2-2 PCB廃棄物の収集運搬業に係る許可申請と届出の種類

PCB廃棄物の収集運搬業を行う場合や、申請内容に変更があった場合などは、許可申請又は届出が必要になります。表 2-2 に一例を示しますが、不明な点があれば廃棄物指導課（電話：044-200-2593）まで御相談ください。許可申請又は届出を行わない場合、罰則が適用されることがあります。

表 2-2 許可申請又は届出の種類と各々の許可申請又は届出が必要な場合

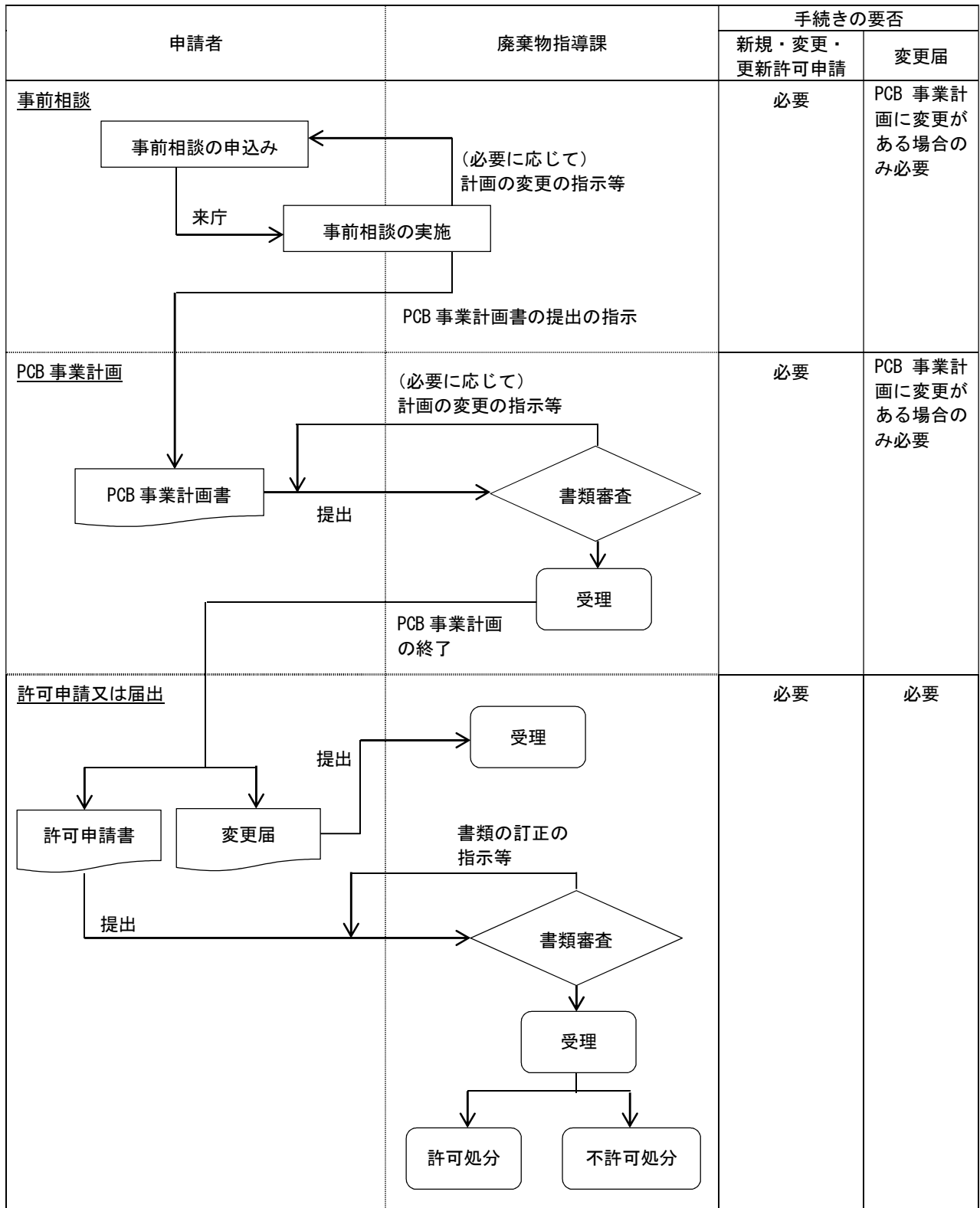
| | 許可申請又は届出の種類 | 許可申請又は届出が必要な場合 |
|---|-------------|---|
| 1 | 新規許可申請 | ・新たに特別管理産業廃棄物の収集運搬業を行う場合 ・個人で許可を取得していた者が法人を設立した場合 ・法人で許可を取得していた者が独立し、個人で事業を行う場合 ・許可を取得していた法人が別法人と合併等し、別法人になる場合 |
| 2 | 変更許可申請 | ・既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業を取得している者が、新たにPCB廃棄物の収集運搬業を行う場合 |
| 3 | 更新許可申請 | ・新規許可又は更新許可から5年又は7年※が経過する場合 |
| 4 | 変更届 | ・許可申請した内容に変更があった場合で、変更内容が変更許可に該当しない場合 |
| 5 | 廃止届 | ・特別管理産業廃棄物の収集運搬業を廃止する場合 |
| 6 | 欠格要件該当届 | ・役員又は政令使用人が欠格要件に該当した場合 |

※優良認定業者の場合。優良認定制度については、<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013770.html>を御参照ください。

2-3 許可申請等の手続きの流れ

許可申請等の手続きは、積替え保管なしの場合と積替え保管ありの場合で異なります。積替え保管なしの場合は、図 2-1、積替え保管ありの場合は、図 2-2 を御参照ください。

図 2-1 積替え保管なしの場合の許可申請等の手続きの流れ



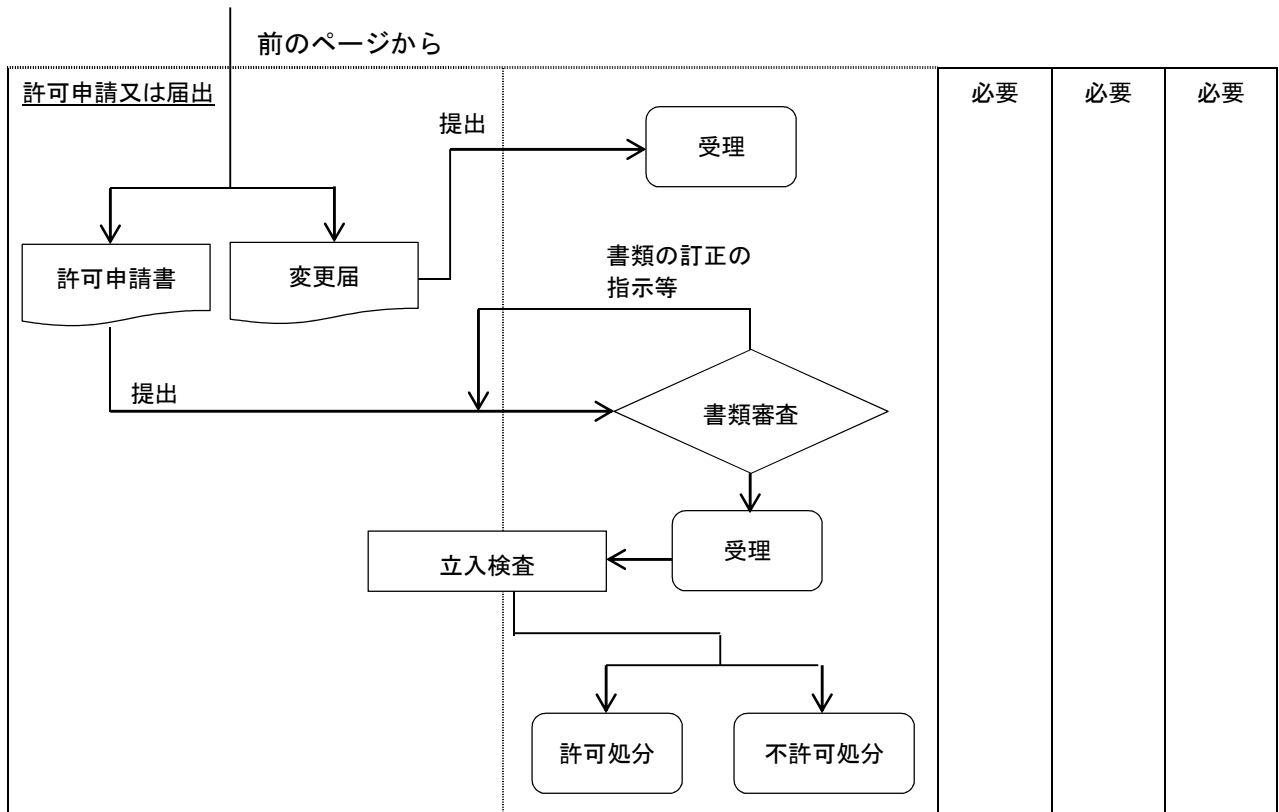
※計画が実現困難な場合等は、計画の中止等を求めることがあります。

※PCB事業計画書提出時に車両・容器等が準備されていない場合は、許可申請又は届出の前に準備内容（写真など）を御提出いただき、再度内容の審査をします。

図 2-2 積替え保管ありの場合の許可申請等の手続きの流れ

| 申請者 | 廃棄物指導課 | 手続きの要否 | | |
|--------------------|---|----------------------------|--------|------------------|
| | | 新規・変更許可申請 | 更新許可申請 | 変更届 |
| <p><u>事前相談</u></p> | <p>(必要に応じて) 計画の変更の指示等</p> | 必要 | 必要 | 事業計画に変更がある場合のみ必要 |
| <p><u>事前協議</u></p> | <p>(必要に応じて) 計画の変更の指示等</p> | 必要 | 不要 | 不要 |
| <p><u>事業計画</u></p> | <p>(必要に応じて) 計画の変更の指示等</p> | 必要 | 必要 | 事業計画に変更がある場合のみ必要 |
| <p><u>周知</u></p> | <p>(必要に応じて) 不備の是正の指示等</p> <p>(必要に応じて) 不備の是正の指示等</p> | 事業用地が工業専用地域及び工業地域以外の場合には必要 | 不要 | 不要 |

↓ 次のページに続く



※計画が実現困難な場合等は、計画の中止等を求めることがあります。

※事業計画書提出時に車両・容器等が準備されていない場合は、事業計画の審査後に準備内容（写真など）を御提出いただき、再度内容の審査をします。

2-4 提出書類

図 2-1、2-2 中の申請書及び届出書等に対する提出書類は次のとおりです。なお、変更届に添付する事業計画書等は、変更該当箇所のみ提出してください。

表 2-3 事業計画書等の提出書類一覧

| 図中の名称 | 提出書類 |
|----------|---|
| PCB事業計画書 | 1 PCB廃棄物収集運搬事業計画書（要綱様式1号） 2 マニュアル ・作業マニュアル（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 1） ・緊急時対応マニュアル（ガイドライン、低濃度ガイドライン5. 2） 3 記録等フォーマット ・PCB廃棄物の種類等を記載した収集運搬時の携行書類（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 4） ・運搬容器の使用前点検・修繕記録表（ガイドライン、低濃度ガイドライン3. 6） ・運搬容器の運用記録（ガイドライン、低濃度ガイドライン3. 6） ・運搬容器の点検・修繕実施記録（ガイドライン、低濃度ガイドライン3. 6） ・運搬計画（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 3） ・運搬容器、運搬車ごとの運用、運行記録（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 4） ・収集運搬帳簿（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 4） 4 PCB廃棄物収集運搬作業従事者講習会修了証（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 2） 5 収集運搬従事者教育科目一覧（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 2） 6 収集運搬従事者教育実施報告書（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 2） 7 その他申請時に提出する書類 ・運搬車両の漏洩防止措置部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 2. 2） |

次ページに続く

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬容器の漏洩防止措置部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 2. 2） ・ 運搬車両外観及び荷台部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 2. 4） ・ 「PCB」等の標記のある運搬車両の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 3） ・ 運搬容器の外観、内部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン3. 2） ・ 「PCB」等の標記のある容器の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 3） ・ （UNマーク付の運搬容器を使用する場合）危険物容器検査証（ガイドライン3. 3、低濃度ガイドライン3. 4） ・ （移動タンク貯蔵所を使用する場合）消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類（ガイドライン、低濃度ガイドライン3. 6） ・ （漏れ防止型金属容器等及びオイルパン又はシートを使用する場合）運搬容器の各種試験結果（ガイドライン3. 3、低濃度ガイドライン3. 3及び3. 4） ・ 容器積載時の荷姿の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 1） ・ 連絡設備を車両に設置した状態の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 4） ・ 緊急時に使用する各種用具の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン5. 3） <p>8 その他市長が必要と定めた書類</p> |
| 事前協議申込書 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事前協議申込書（要領様式第2号） 2 事業計画地の周辺地図 3 事業計画全体のフローシート 4 事業計画地内の配置図 5 その他市長が必要と認める書類 |
| 事業計画書 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（要領様式第4号） 2 事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類 3 次の内容を記載したフローシート <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な排出事業者の氏名又は名称及び所在地 ・ 当該事業計画におけるすべての産業廃棄物収集運搬業者の氏名又は名称及び運搬区間 ・ 産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び所在地 ・ 産業廃棄物の種類ごとの保管日数並びに搬入及び搬出の能力 4 次の産業廃棄物処理業許可証の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業計画におけるすべての産業廃棄物収集運搬業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（積卸しを行う区間に限る。） ・ 排出事業者及び処分先が産業廃棄物処分業の許可を有している場合は、当該産業廃棄物処分業許可証の写し 5 事業計画用地の公図及び使用権原を証する書類 6 積替え及び保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図等、保管面積容量及び積み上げることのできる高さの計算書 7 次の内容を記載した作業マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の搬入・保管・搬出手順 ・ 受入時間及び作業時間 ・ 作業時の安全管理の方法 ・ 搬入時の産業廃棄物の種類・性状等の確認方法 ・ 作業中の産業廃棄物が飛散、流出等を防止する措置 ・ 騒音、振動、悪臭等の発生を防止する措置 8 次の内容を記載した管理マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の受入基準 ・ 施設の維持管理（日常及び定期点検）の方法 ・ 公害防止設備の維持管理の方法 ・ 産業廃棄物管理票及び帳簿の管理方法等 9 設備・管理体制及び公害防止対策に関しては、設備の構造図等 10 搬出経路図及び付近の見取図 11 緊急時の連絡体制図 12 その他市長が必要と認めた書類 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ P C B事業計画書 ・ (覆い等及び排気装置を設置する場合) 作業箇所の覆い等及び局所排気装置の設置状況 ・ (モニタリングを実施する場合) モニタリング実施計画 ・ (切断を行う場合) 使用する工具 ・ (液抜き・解体・切断・分解を行う場合) 作業従事者に対する安全対策 |
| 周知計画書 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画周知計画書 (要領様式第 6 号) 2 周知を図る区域の範囲が分かる見取図 3 周辺住民等へ配布を予定している資料 |
| 周知報告書 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画周知報告書 (要領様式第 7 号) 2 周辺住民等へ配布した資料 3 周辺住民等から提出された意見の内容及びその対策を記載した書類 |

※Word 及び PDF の様式は、次の URL を御参照ください。

要綱様式 <http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000060482.html>

要領様式 事前相談時に御相談ください。

表 2-4 許可申請書及び届出書の様式一覧

| 区分 | 様式 | |
|-------|--------------------|--|
| 許可申請書 | 新規許可申請書 更新許可申請書 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (規則様式第 1 2 号) |
| | 変更許可申請書 | 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (規則様式第 1 6 号) |
| 届出書 | 変更届 廃止届 | 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書 (規則様式第 1 1 号) |
| | 欠格要件該当届 | 産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出書 (細則第 6 号様式の 3) |

※添付資料など詳細は「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請の手引き」を御参照ください。

※Word 及び PDF の様式は、次の URL を御参照ください。

規則様式 <http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000060482.html> (許可申請)

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000060536.html> (届出)

細則様式 川崎市例規集 <http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/kawasaki/startup.cgi>

→第 15 類衛生第 6 章清掃等→川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則

2-5 提出方法及び注意事項

※本章は、表 2-3 に掲げる事業計画書等の提出方法等について記載しています。表 2-4 に掲げる許可申請書及び届出書の提出方法等は、「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請の手引き」を御参照ください。

1 提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

正副 1 部ずつ御提出ください。ただし、P C B 事業計画書及び事業計画書は正 1 部、副 2 部を御提出ください。

(2) 提出方法

廃棄物指導課に持参してください。

(3) 提出先

環境局生活環境部廃棄物指導課 (川崎市役所第三庁舎 16 階 (川崎区東田町 5-4))

(4) 受付時間

月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～11 時、午後 1 時～3 時

2 注意事項

- (1) 書類の提出の際は、必ず事前に電話にて予約をお願いします。直接来庁された場合は、対応できないことがあります。また、事業の内容の説明ができる方が持参してください。
- (2) 書類を提出する際には、資料編3のチェックリストで確認し、その順番のとおり綴じてください。（ひも綴じ、ホチキス留め又はファイルでの提出をお願いします。）
- (3) 不備、不足があった場合には受付できないことがあります。
- (4) 書類の審査に時間を要することがありますので、時間に余裕を持って来庁してください。

3 書類の記載方法

－PCB廃棄物収集運搬事業計画書－

○PCB廃棄物収集運搬事業計画書表紙

・申請者

法人の場合には法人名及び代表者氏名を、個人の場合には氏名を、その他申請者の住所、電話番号等を記載してください。

・申請の区分

新規許可、変更許可または更新許可で該当する項目を「○（まる）」で囲んでください。

・取り扱うPCB廃棄物の種類

取り扱うPCB廃棄物の種類について、該当するものを「○（まる）」で囲んでください。

・主な排出場所及び排出されるPCB廃棄物の形状

主な排出元の自治体名及び廃棄物の形状を具体的に記載してください。

（廃棄物の形状の例：トランス、PCBを含む廃油、など）

・運搬先

該当する運搬先を「○（まる）」で囲んでください。また、JESCO東京事業所処理施設への搬入を予定している場合は、事業計画書提出時のJESCOへの申請状況も記載してください。

・運搬車両及び運搬容器の種類と台数（個数）

PCB廃棄物の収集運搬に使用する車両と運搬容器の種類の数と台数（個数）を記載してください。

・担当者及び連絡先

担当者の氏名、電話番号、FAX番号、行政書士が提出する場合にはこの欄に名称及び担当者を記載するとともに、申請者における担当者名等を必ず記載してください。

○収集運搬、安全管理及び運行管理

(1) 責任者（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 1）

安全管理責任者、運行管理責任者について、それぞれ氏名、役職、講習会受講日を記載してください。なお、ここでいう講習会とは、日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を指します。講習会を受講していない場合には受講予定日を記載してください。

(2) 安全管理体制（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 1）

ガイドライン4. 1の「図4. 1 安全管理体制(例)」、低濃度ガイドライン4. 1の「図Ⅱ-4. 1 収集運搬の安全管理体制(例)」を参考に、具体的に氏名、連絡先等を記載して作成してください。

(3) 従事者教育（社内教育）の実施状況及び実施計画（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 2）

収集運搬従事者に対する教育の実施状況（事業計画書提出時に未実施である場合にはその実施予定日）及びその教育内容の概要を記載してください。記載例は別紙PCB収集運搬従事者教育実施報告書を参照。

(4) 緊急連絡体制（ガイドライン、低濃度ガイドライン5. 2）

ガイドライン5. 2の「図5. 1 緊急連絡体制(例)」、低濃度ガイドラインの「図Ⅱ-5. 1 緊急連絡網(例)」を参考に具体的な連絡者や連絡先、電話番号等を記載して作成

してください。

(5) 運行管理システム（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 4）

ア 使用機器

運行管理に使用する機器の種類、形式等を記載してください。

イ 収集運搬の状況管理、位置確認方法

アの機器を使って、どのように収集運搬の状況を管理するのか、図等を利用して方法を説明してください。

ウ 緊急時の連絡方法

収集運搬中などに想定される事故と、その際の連絡方法を記載してください。

(6) 他都道府県・政令市等の許可状況

既にPCBの収集運搬について他の都道府県市から許可を得ている場合には、その自治体名と許可の内容を記載してください。申請中の場合には許可番号欄にその旨を記載してください。

○運搬車両、容器

(1) 車両一覧

PCB廃棄物の収集運搬に使用する車両の車両番号、車両の形状、運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。車体の形状は車検証の車両の形状欄に記載されている車体の形状を記載してください。

(2) 運搬容器一覧

使用する運搬容器の種類、名称、個数、運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。

※容器の種類はガイドラインの「表3. 2 運搬容器」、低濃度ガイドラインの「表Ⅱ-3. 1 運搬容器」を参考に記載してください。

容器の種類例：鋼製ドラム缶天板取り外し式、ステンレス製トレイ

※名称はガイドラインの「表3. 2 運搬容器」、低濃度ガイドラインの「表Ⅱ-3. 1 運搬容器」の名称欄にある名称を記載してください。（ただし、オイルパン又はシートの場合は、その旨を記載してください。）

名称例：①小型容器(固体用)、⑦漏れ防止型金属容器、⑫オイルパン又はシート

※PCB廃棄物の種類は具体的な品物の種類を記載してください。

種類例：トランス、コンデンサ、油(容器に入っているか否かも含む)、ウェス等

(3) 運搬車両詳細

「(1) 車両一覧」の記載内容に合わせて、使用する車両ごとに記載してください。

ア 飛散・流出・漏洩防止措置

PCB廃棄物が容器などから漏洩した場合の車両からの流出を防止する方法を図や写真等を用いて説明してください。

イ 運搬容器の積載方法

ガイドラインの図3. 4などを参考に、運搬容器の車両への積載方法を図等を用いて説明してください。この際、荷役の方法や容器の固定方法などがわかるように記載してください。

ウ 車両の写真又は図面

事業計画書作成時に既に車両がある場合は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別でき

るように写してください。その際、車体のPCB標記が写真にはっきり写っていない場合には、別途その部分の写真も添付してください。

車両が準備できていない場合には、車両の図面を提出してください。図面にはPCB標記の位置を明記してください。

(4) 運搬容器詳細

運搬に使用する容器は、ガイドライン3.4で規定されているように、PCB廃棄物の種類や性状により適切なものを選定する必要があります。また、容器ごとに要求される検査内容等も異なります。このため、使用する運搬容器の種類ごとに運搬容器詳細の様式を作成してありますので、それぞれ該当する様式に記載してください。

記入様式は運搬容器の名称別に6種類あります。

| 記入様式 | 容器の名称（ガイドライン表3.2、低濃度ガイドライン表Ⅱ-3.1） |
|-------|---|
| (4)-1 | ①・② 小型容器 |
| (4)-2 | ③・④ 中型容器 |
| (4)-3 | ⑤ 大型金属容器 |
| (4)-4 | ⑥・⑦ 漏れ防止型金属容器／トレイ |
| (4)-5 | ⑧ 機械により荷役する構造を有する容器 ⑨ ⑧に掲げる容器以外の容器 ⑩ 移動タンク貯蔵所 |
| (4)-6 | ⑪ オイルパン又はシート |

<各様式共通>

「(2) 運搬容器一覧」の記載内容に合わせて、No.、容器の種類、使用個数を記載してください。

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

「(2) 運搬容器一覧」の記載内容に合わせて、この容器で運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。

イ 容器の写真または図面

容器の外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について、既に容器がある場合には写真を、準備ができていない場合には図面を添付してください。また、外観にはPCB標記の位置を明記してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置

容器からのPCB廃棄物の飛散・流出・漏洩防止措置について説明してください。

エ 性能試験実施項目

容器の種類ごとに必要な書類を添付してください。（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）

- ・ UNマーク付の運搬容器を使用する場合
→ 危険物容器検査証
- ・ 漏れ防止型金属容器／トレイを使用する場合
→ 設計型式試験、水張り試験及び外観検査の自主検査証明書
- ・ 移動タンク貯蔵所を使用する場合
→ 消防法に定める所要の検査に合格したことを証明する書類

4 チェックリスト

4-1 PCB事業計画書

添付書類一覧

チェック欄

- | | |
|--|---|
| (1) PCB廃棄物収集運搬事業計画書（要綱様式1号） | <input type="checkbox"/> |
| (2) マニュアル | |
| ア 作業マニュアル | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.1） |
| イ 緊急時対応マニュアル | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン5.2） |
| (3) 記録等フォーマット | |
| ア PCB廃棄物の種類等を記載した収集運搬時の携行書類 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン2.4） |
| イ 運搬容器の使用前点検・修繕記録表 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6） |
| ウ 運搬容器の使用記録 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6） |
| エ 運搬容器の点検・修繕実施記録 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6） |
| オ 運搬計画 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.3） |
| カ 運搬容器、運搬車ごとの運用・運行記録 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.4） |
| キ 収集運搬帳簿 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.4） |
| (4) PCB廃棄物収集運搬作業従事者講習会修了証 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.2） |
| (5) 収集運搬従事者教育科目一覧 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.2） |
| (6) 収集運搬従事者教育実施報告書 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.2） |
| (7) その他申請時に提出する書類 | |
| ア 車両の漏洩防止措置部の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2） |
| イ 容器の漏洩防止措置部の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2） |
| ウ 車両外観及び荷台部の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.4） |
| エ 「PCB」等の標記のある車両の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン2.3） |
| オ 容器の外観、内部の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン3.2） |
| カ 「PCB」等の標記のある容器の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン2.3） |
| キ （UNマーク付きの運搬容器を使用する場合）危険物容器検査証 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4） |
| ク （移動タンク貯蔵所を使用する場合）消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6） |
| ケ （漏れ防止型金属容器等及びオイルパン又はシートを使用する場合）運搬容器の各種試験結果 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.3.3.4） |
| コ 容器積載時の荷姿の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.1） |
| サ 連絡設備を車両に設置した状態の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン4.4） |
| シ 緊急時に使用する各種用具の写真 | <input type="checkbox"/> （ガイドライン、低濃度ガイドライン5.3） |

4-2 事業計画書

添付書類一覧

チェック欄

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 事業計画書（要領様式第4号） | <input type="checkbox"/> |
| (2) 事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 次の内容を記載したフローシート | |
| ア 主な排出事業者の氏名又は名称及び所在地 | <input type="checkbox"/> |
| イ 当該事業計画におけるすべての産業廃棄物収集運搬業者の氏名又は名称及び運搬区間 | <input type="checkbox"/> |
| ウ 産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び所在地 | <input type="checkbox"/> |
| エ 産業廃棄物の種類ごとの保管日数並びに搬入及び搬出の能力 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 次の産業廃棄物処理業許可証の写し | |
| ア 当該事業計画におけるすべての産業廃棄物収集運搬業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（積卸しを行う区域に限る。） | <input type="checkbox"/> |
| イ 排出事業者及び処分先が産業廃棄物処分の許可を有している場合は、当該産業廃棄物処分業許可証の写し | <input type="checkbox"/> |
| (5) 事業計画用地の公図及び使用権原を証する書類 | |
| (6) 積替え及び保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図等、保管面積容量及び積み上げることのできる高さの計算書 | <input type="checkbox"/> |
| (7) 次の内容を記載した作業マニュアル | |
| ア 産業廃棄物の搬入・保管・搬出手順 | <input type="checkbox"/> |
| イ 受入時間及び作業時間 | <input type="checkbox"/> |
| ウ 作業時の安全管理の方法 | <input type="checkbox"/> |
| エ 搬入時の産業廃棄物の種類・性状等の確認方法 | <input type="checkbox"/> |
| オ 作業中の産業廃棄物が飛散、流出等を防止する措置 | <input type="checkbox"/> |
| カ 騒音、振動、悪臭等の発生を防止する措置 | <input type="checkbox"/> |
| (8) 次の内容を記載した管理マニュアル | |
| ア 産業廃棄物の受入基準 | <input type="checkbox"/> |
| イ 施設の維持管理（日常及び定期点検）の方法 | <input type="checkbox"/> |
| ウ 公害防止設備の維持管理方法 | <input type="checkbox"/> |
| エ 産業廃棄物管理票及び帳簿の管理方法等 | <input type="checkbox"/> |
| (9) 設備・管理体制及び公害防止対策に関しては、設備の構造図等 | <input type="checkbox"/> |
| (10) 搬出経路図及び付近の見取図 | <input type="checkbox"/> |

次のページに続く

- (11) 緊急時の連絡体制図
- (12) その他市長が必要と認めた書類
- ア PCB事業計画書
 - イ (覆い等及び排気装置を設置する場合) 作業箇所の覆い等及び排気装置の設置状況
 - ウ (モニタリングを実施する場合) モニタリング実施計画
 - エ (切断を行う場合) 使用する工具
 - オ (液抜き・解体・切断・分解を行う場合) 作業従事者に対する安全対策